

年末年始情報	2
税制改正	3
特別徴収	4
選挙啓発ポスター	5
むら・まち情報〈笠置町〉	6
むら・まち情報〈和束町〉	8
むら・まち情報〈南山城村〉	10
きょういく	12
地域情報	15



第105号
2014.12

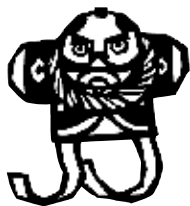
秋の風物詩 笠置もみじまつりを開催しました!!



11月16日(日)見事な紅葉に染まった笠置山もみじ公園で笠置もみじまつりを開催しました。今年も多くの人たちが笠置山もみじ公園に秋の風物詩を楽しみに来られました。



年末年始の業務案内



	機関名	通常業務の休み・休診
笠置町	笠置町役場	12月27日(土)～1月4日(日)
	笠置町産業振興会館	12月27日(土)～1月5日(月)
	笠置郵便局	12月31日(水)～1月4日(日)
	伊左治医院	12月30日(火)～1月4日(日)
	笠置歯科口腔外科診療所	12月30日(火)～1月4日(日)
	町内循環バス	12月29日(月)～1月3日(土)
和束町	和束町役場	12月27日(土)～1月4日(日)
	和束町国保診療所	
南山城村	南山城村役場	
	南山城村営バス	

水道管の凍結にご注意を

冬になると、朝の冷え込みが厳しい日などに水道管が凍結することがあります。凍結すると水が出なくなるだけでなく、水道管が割れて漏水してしまうこともあります。

ご家庭の水道管はみなさんの財産です。水道管の冬支度も忘れずをお願いします。

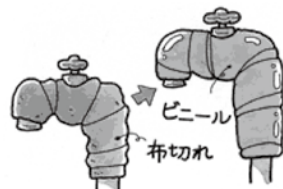
■凍結を防ぐには

風当たりの強いところや、屋外でむき出しになっている水道管に、布きれや毛布、あるいは専用の保温剤を巻き、濡れないように上からビニールテープを隙間無く巻いて保温してください。

■凍結したときは

蛇口を開け、凍った部分にタオルか布をかぶせ、蛇口の方からぬるま湯をゆっくりとまんべん

なくかけてください。熱湯を急にかけて、水道管が破裂することがあるので注意しましょう。



■水道管が破裂したときは

水道メーターのそばにある止水栓を閉めて、町村の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。工事事業者がわからないときはそれぞれの役場へお問い合わせください。

問い合わせ先

笠置町建設産業課 TEL 0743-95-2301(代)
 和束町建設事業課 TEL 0774-78-3001(代)
 南山城村建設水道課 TEL 0743-93-0106

工業統計調査の実施について

経済産業省では、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的に、全国すべての製造業に属する事業所を対象に「工業統計調査」を実施します。すべての製造事業所を対象に【準備調査】及び従業者4人以上の製造業事業所を対象に【本調査】を実施します。調査員証を持った統計調査員が事業所へお伺いしますので、調査票へのご回答にご理解とご協力をお願いします。

調査は平成26年12月31日現在で実施します。

調査票の記入等、ご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。



経済産業省 工業統計調査コールセンター
 TEL 0120-805-071 (フリーダイヤル)

開設期間 平成26年12月8日(月)から平成27年3月20日(金)まで

受付時間 午前9時～午後7時(土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

平成27年度から適用される個人住民税の税制改正

住宅借入金等特別控除の改正(住宅ローン控除の延長・控除限度額の拡充)

平成25年度税制改正で、住宅ローン控除については、居住開始年の適用期限を平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長するとともに、このうち、平成26年4月から平成29年12月までに居住用に供した場合、控除限度額の拡充がされることとなりました。所得税は平成26年分から、個人住民税は平成27年度から適用されます。

	居住開始年	住宅区分	所 得 税				個人住民税の控除限度額
			借入 限度額	控除率	各年の控 除限度額	最大控除 限 度 額	
現 行	平成25年 1月～12月	一般の住宅	2,000万円	1.0%	20万円	200万円	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
		認定住宅	3,000万円	1.0%	30万円	300万円	
延 長・ 拡 充	平成26年 1月～3月	一般の住宅	2,000万円	1.0%	20万円	200万円	控除限度額の内訳 町・村民税 58,500円 (課税総所得金額等の3%相当額) 府民税 39,000円 (課税総所得金額等の2%相当額)
		認定住宅	3,000万円	1.0%	30万円	300万円	
	平成26年4月 ～ 平成29年12月	一般の住宅	4,000万円	1.0%	40万円	400万円	
		認定住宅	5,000万円	1.0%	50万円	500万円	

※認定住宅とは、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅をいいます。

法律の改正により
平成26年1月から

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要になりました!!



記帳と帳簿書類
の保存が必要!

記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します

帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります

※所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

京都府及び京都府内市町村からのお知らせ

事業主の皆さまへ

個人住民税の特別徴収の実施をお願いします。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税(市町村民税・府民税)を事業主の方が毎月の給与のお支払いの際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収(特別徴収)し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

■特別徴収のメリット

これまで納付書により年4回(又は年10回)納めていた従業員の方については、

- 金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる
- 年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくてすむなど、便利な制度です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



里親になりませんか

あなたを必要としている子どもがいます。

親のいない子どもや、親がいてもいろいろな事情で一緒に暮らしていきにくい子どもがいます。

里親は本来の家庭に代わって、こうした子どもたちが明るく健やかに成長できるよう自分の家庭に迎え入れ、家庭的な雰囲気の中かで、温かい愛情と正しい理解をもって育ててくださる方のことです。

里親についての相談は

■京都府家庭支援総合センター

T 605-0862

京都市東山区清水四丁目1-85-1

TEL 075-531-9606

■京都府南部家庭支援センター

(宇治児童相談所)

T 611-0033

宇治市大久保町井ノ尻13-1

TEL 0774-44-3340

■京都府南部家庭支援センター

(宇治児童相談所 京田辺支所)

T 610-0332

京田辺市興戸小毛18-1

TEL 0774-68-5520

■京都府北部家庭支援センター

(福知山児童相談所)

T 620-0881

福知山市字堀小字内田1-939-1

TEL 0773-22-3623

明るい選挙啓発ポスター審査結果

京都府選挙管理委員会・京都府明るい選挙推進協議会が主催する「平成26年度明るい選挙啓発ポスター」にたくさんご応募いただきました。

審査の結果、次の方々が受賞されました。おめでとうございます。

ご応募いただきました皆さん、ありがとうございました。



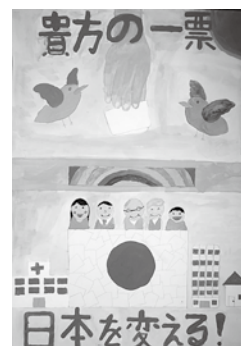
京都府選挙管理委員会委員長賞
岡本 菜さん(笠置中学校2年)



入選
谷本 裕香理さん
(笠置小学校3年)



佳作
吉田 桜さん
(南山城小学校5年)



佳作
杉本 一颯くん
(和束中学校1年)

国民健康保険に加入の方へ 高額療養費自己負担限度額変更のお知らせ

70歳未満の人の高額療養費の所得区分と自己負担限度額が平成27年1月診療分から変更されます。70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額は据え置かれます。

▼平成26年12月診療分まで…(月額)

	総所得金額等 ※1	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者	600万円超	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

▼平成27年1月診療分から…(月額)

	総所得金額等 ※1	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 総所得金額等=総所得金額-基礎控除(33万円)

※2 過去12ヶ月間に同一世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。



笠置町役場
和束町役場
南山城村役場

税住民課
税住民課
保健福祉課

TEL 0743-95-2301(代)
TEL 0774-78-3001(代)
TEL 0743-93-0104